

住宅等を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して住宅等とする行為の届出書

都市再生特別措置法第88条第1項の規定に基づき、
 (1) 住宅等の新築
 (2) 建築物を改築して住宅等とする行為
 (3) 建築物の用途を変更して住宅等とする行為
 について、下記により届け出ます。

年 月 日
 長崎市長 様

届出者 住所
 氏名
 (連絡先)

1	住宅等を新築しようとする土地 又は改築若しくは用途の変更を しようとする建築物の存する土地の 所在、地番、地目及び面積	
2	新築しようとする住宅等又は改 築若しくは用途の変更後の住宅等 の用途	
3	改築又は用途の変更をしようと する場合は既存の建築物の用途	
4	その他必要な事項	

注 届出者が法人である場合には、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

《注意事項》

※ 工事に着手する日の30日前までに、当該届出書の提出が必要です。